

岩国市EV・PHV普及促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

岩国市長 福田 良彦

岩国市EV・PHV普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年カーボンニュートラル及び脱炭素社会の実現に向けて、自動車から排出される温室効果ガスを削減することを目的とし、電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及を促進するため、予算の範囲内において岩国市EV・PHV普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の自動車であって、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動する電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な4輪以上の自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (3) センター補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (2) 本市において市税を滞納していないこと。
 - (3) 次条に規定する補助対象車両を自家用自動車として購入し、当該車両について、センター補助金の交付の決定を受けていること。ただし、当該交付の決定の取消しを受けている場合を除く。
 - (4) 前号の規定による購入に当たり、本市が行う他の補助金等の交付を受けていないこと。
 - (5) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けたことがある者は、補助対象者としな

（補助対象車両）

第4条 補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす車両とする。

- (1) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。
- (2) 新車であること。
- (3) 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が市内であること。
- (4) 自動車検査証に記載された初度登録年月又は初度検査年月が、令和7年4月以降であること。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象車両の車両本体価格から、次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 消費税及び地方消費税に相当する額
 - (2) 値引き額
 - (3) センター補助金の額
- 2 給電機能をメーカーオプション設定により装備した場合は、当該給電機能を装備するために実際に要した費用を補助対象経費に含めるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は補助対象経費の額のいずれか低い額とする。

- (1) 電気自動車（軽自動車を除く。） 10万円
 - (2) 電気自動車（軽自動車） 5万円
 - (3) プラグインハイブリッド自動車 5万円
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が補助金の交付申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市EV・PHV普及促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - (2) センター補助金の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し
 - (3) 補助対象車両の全額分の支払が確認できる書類の写し
 - (4) 補助対象車両の自動車検査証の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による交付申請の期限は、センター補助金の交付の決定日の属する年度の3月31日までとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、申請者は、やまぐち電子申請サービスにより交付申請をすることができる。

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）及び額の確定をし、岩国市EV・PHV普及促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請

者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、岩国市E V・P H V普及促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岩国市E V・P H V普及促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して4年を経過するまでの間（以下「処分制限期間」という。）に、補助対象車両を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、あらかじめ岩国市E V・P H V普及促進事業費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、岩国市E V・P H V普及促進事業費補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、交付決定者に対し、交付した補助金の額に処分制限期間に対する残存期間（処分を行った日の翌日から処分制限期間の末日までの日数をいう。）の割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の返還を求めるものとする。ただし、当該処分が天災その他交付決定者の責めに帰さない事由による場合は、この限りでない。

（協力の要請）

第11条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて補助対象車両の使用状況の報告その他協力を求めることができるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。